

境港市建設工事及び測量等業務入札参加資格に係る市内業者及び準市内業者の認定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この要綱は、境港市建設工事及び測量等業務入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）を市内業者又は準市内業者（以下「市内業者等」という。）として認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 市内業者とは、境港市内に本店又は本社（以下「本店等」といい、建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けた主たる営業所をいう。）を有している業者をいう。 2 略 (認定要件) 第3条 <u>市内業者として認定するに当たり必要な要件は、境港市内に本店等を有しているものとする。</u> <u>2 準市内業者</u>として認定するに当たり必要な要件は、本店等又は支店等が次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)～(5) 略 <u>3 略</u> 第4条 略 (認定) 第5条 市長は、前条の規定による申請書類等の提出があつた場合は、同書類等の審査を行い、適格と認める場合は<u>境港市準市内業者認定名簿に登録するものとする。</u> 2 市長は、申請者（準市内業者と認定された者を含む。）が第3条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ支店等を訪問し、次条に規定	(趣旨) 第1条 この要綱は、境港市建設工事及び測量等業務入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）を市内業者又は準市内業者（以下「市内業者等」という。）として認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 市内業者とは、境港市内に本店又は本社（以下「本店等」といい、建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けた主たる営業所をいう。）を有している業者をいう。 2 略 (認定要件) 第3条 <u>市内業者等</u>として認定するに当たり必要な要件は、本店等又は支店等が次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)～(5) 略 <u>2 略</u> 第4条 略 (認定) 第5条 市長は、前条の規定による申請書類等の提出があつた場合は、同書類等の審査を行い、適格と認める場合は<u>準市内業者と認定するものとする。</u> 2 市長は、申請者（準市内業者と認定された者を含む。）が第3条の認定要件を満たしているかを確認するため、必要に応じ支店等を訪問し、次条に規定する実態調査を行う。

する実態調査を行う。 3 市長は、<u>第1項の審査の結果、第3条に規定する要件を満たさない者と認めたときは、当該者にその旨を通知するものとする。</u> 4 認定後に支店等を廃止した場合は、申請者は、速やかに市長へ報告するものとし、市長は、廃止した日をもって認定を取り消すものとする。 5 <u>境港市準市内業者認定名簿は、透明性を向上するため閲覧に供することができる。</u> 第6条 略 （入札参加の制限） 第7条 市長は、申請書類等の内容に虚偽を記載したことが判明した者については、<u>境港市建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱（令和3年4月1日施行）別表第2の1</u>に規定する<u>虚偽記載等</u>に該当するものとみなし、<u>資格停止等の措置を講じることができるものとする。</u> 第8条 略 附 則 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この要綱は、令和6年12月13日から施行する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この要綱は、施行日以降に申請されるものから適用し、同日前に申請がなされたものについては、なお従前の例による。</u> 別表 略 様式第1表～第3表 略 <u>様式第4表 削除</u>	3 市長は、<u>審査の結果を境港市入札参加資格に係る準市内業者認定申請認定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。なお、認定する場合は、同通知書に認定の有効期間を記載するものとする。</u> 4 認定後に支店等を廃止した場合は、申請者は、速やかに市長へ報告するものとし、市長は、廃止した日をもって認定を取り消すものとする。 第6条 略 （入札参加の制限） 第7条 市長は、申請書類等の内容に虚偽を記載したことが判明した者については、<u>境港市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和62年4月1日施行）別表第2の10及び12</u>に規定する<u>不正又は不誠実な行為</u>に該当するものとみなし、<u>指名停止等の措置を講じることができるものとする。</u> 第8条 略 附 則 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。 別表 略 様式第1表～第3表 略 様式第4表 別紙のとおり
--	--